

# 重点方針専門調査会（第3回） 議 事 録

内閣府男女共同参画局総務課

# 重点方針専門調査会（第3回） 議 事 次 第

日 時 平成28年4月21日（木）17:00～19:00  
場 所 合同庁舎8号館6階623会議室

1. 開 会

2. 議 事

「女性活躍加速のための重点方針2016」に盛り込むべき重点取組事項について

3. 閉 会

○佐藤会長 ほぼ定刻になりましたので、ただいまより第3回「重点方針専門調査会」を始めさせていただきます。

遅れていらっしゃるかと御連絡いただいている方もいらっしゃいますので、今、名札がある方はいらっしゃるということだと思います。

本日は、第1回及び第2回の専門調査会での皆様方の御意見を踏まえて、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項（案）」について御議論をいただきたいと思っております。

お手元の参考資料に加藤大臣から出していただいたものに即した形で、また皆さんの御意見を踏まえた案をつくっていただいております。

まず最初に、案の説明を事務局からお願いいたします。

○岡田総務課長 まず資料の確認をさせていただきます。

資料1、今から御説明させていただきます重点取組事項の案でございます。

資料2は、今日御欠席の末松委員から御提出の資料でございます。

先生方のネームプレートの右側に青いファイルがございますが、こちらは前回の資料、前々回の資料と、今、佐藤先生がおっしゃいました参考資料として、第1回目の重点専門調査会のときに参考資料として出させていただいたものをファイリングしております。

それでは、資料1に沿いまして説明させていただきます。これは今、会長からお話がありましたけれども、基本的な考え方に対応する形で整理したいというお話をいただき、整理させていただいたものでございます。

本文の1枚目の上のほうですが、1段落目で、基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するために、取組をさらに加速させていく必要がある、とし、2段落目で、上記の認識のもと、基本計画で強調したいろいろな事項を中心に、来年度予算等に反映することにより重点的に進めるべき具体策について、以下の取組を求める、としております。

全体は、

- ①あらゆる分野における女性の活躍
- ②女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
- ③女性活躍のための基盤整備

という3つの柱で構成しております。

1枚目に戻っていただき、1つ目の柱について、あらゆる分野における女性の活躍ですが、中を多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革、「指導的地位に女性が占める割合30%程度」の達成に向けた参画拡大・人材育成ということで2つに分けさせていただいております。

1つ目の小さい柱の多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革という点では、1ページ目の下は「非正規雇用の女性の待遇改善」、また、「長時間労働の削減、多様な働き方の推進」等長時間労働のことを書いておまして、2ページ目めくっていただきますと第2段落目で男性の育児休業取得、3段落目で女性のキャリアなどについて記載して

おります。真ん中あたりでは公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス推進の加速について述べておまして、次に男性の家事・育児等への参画の促進ということで書いております。

次のページに行ってくださいまして、2つ目の小さい柱であります参画拡大、人材育成の点では、まず初めに政治分野につきまして記載しております。次に行政分野について記載し、1段落目は国家公務員のこと、2段落目は地方公共団体のことを書いております。最後に理工系分野について記載しました。

3ページ目の一番下は、組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大ということで記載しております。

4ページは、「将来指導的地位に就く女性の人材育成策の抜本的な充実」ということで、1段落目は女性リーダーの育成、人材育成のあり方。2段落目は中小企業について記載しております。

次は「資本市場における女性活躍に関する評価の促進」について述べておまして、その下に「地域における女性活躍推進」ということで書かせていただいております。

4ページ目の下から5ページ目にかけては、「女性起業家への支援」ということで記載させていただいております。

5ページ目の真ん中あたりですけれども、「農山漁村における女性リーダーの育成」ということで、この1つ目の柱が終わるという案でございます。

5ページ目の真ん中あたりからは、「女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」ということで、1つ目は「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、めくっていただきまして、2つ目を「困難な状況に置かれた女性の支援」と分けております。

戻っていただきまして、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という点では、5ページ目の一番下ですけれども、「性犯罪への対策の推進」。1枚めくっていただきまして、次に「ストーカー事案への対策の推進」。次に、「配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等」。「女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」といったことについて書かせていただいております。

2つ目の「困難な状況に置かれた女性への支援」という点では、ひとり親家庭などへの支援、被災地への支援、女性の健康支援を挙げさせていただいております。

7ページ目からは、3つ目の柱であります女性活躍のための基盤整備でございます。1つ目は子育て基盤の整備ということで、家事・子育て支援の充実について記載しております。

2つ目は、女性活躍の視点に立った制度などの整備ということで、税制・社会保障制度等の見直し、通称使用に係る課題等の調査検討という項目を挙げまして、それぞれ記載しております。

以上でございます。

○佐藤会長 一応、案としては今、御説明いただきました。事前にもお送りいただい

るようです。この後、これについてさらに皆さんから御意見を伺いたいのですけれども、進め方なのですが、2時間ということで後ろは7時ということですので、あと110分です。今日は出席予定の方は11人で、私を入れると12人です。なので、次のようにさせていただければと思います。

大きく3つのブロックに分かれていますけれども、3がちょっと短いので、1と2、3に分けて御意見を伺って、多分少し時間が残ると思いますので、その後、全体についてまた御意見を伺うというようにしたいと思います。

やり方ですが、まず1について全員の方に御意見を伺って、次に2、3ですけれども、1人6分差し上げます。つまり最初の枠が3分、次が3分です。初め2分なら次は4分使えます。トータル6分です。3分でも36分で40分ぐらいかかってしまうと思います。ですから1巡目、岩田議員からずっと3分程度で伺うようにして、2巡目は2と3についてまたやります。2巡目は使わないから6分しゃべるでもいいです。とりあえず最初の持ち時間は1人6分です。もちろん残った時間でさらに言いたいことを言ってい。それは手を挙げていただく方式にしたいと思いますけれども、とりあえず1人の方だけが15分しゃべってしまうというのもあれなので、一応6分程度、ですから3分ずつ2回ぐらいでやっていただいて、あと15分ぐらい残ると思いますので、そこは手を挙げていただいて、もちろん1のところ意見がありませんでスキップでも構いません。無理に言っていていただく必要はないです。いいですか。やや強引ですけれども、皆さんに御意見を伺いたいと思いますので。

それでは、4ページの2の上ぐらいまでについて、まず岩田議員からずっといただいて、多分おくれて来る方は途中でいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひします。  
○岩田議員 申し上げたいことがたくさんありますので、時間の範囲内で言えるだけ言って、あとはメモを差し上げたいと思います。

まず2ページの長時間労働の削減のところ、上から3行目から具体的な検討項目が書かれておりますけれども、前回、私が非常に強くこだわっていることとしても申し上げたのですが、企業の労働時間の実態についての情報開示を企業に義務づけることを申し上げました。それをぜひ検討項目の1つに入れていただきたいと思います。

まず大きいことから先に申し上げたいと思います。

次に4ページに進みますと、将来、指導的地位につく女性の人材育成の抜本的充実というところがあります。指導的地位というのは民間企業だと課長クラス以上と理解しておりますので、将来、管理職になる人たちですから、まだ管理職になっていない、その手前の人たちの人材育成ということについては、実態は各社相当やっているということです。地方自治体もやっている。21世紀職業財団のような非営利団体もやっている。それから、株式会社の研修会社もたくさんやっている。そういうところについてモデルプログラムをつくるというのではないのではないかと思うのです。多分、念頭に置いているのはもう少し上の層、将来の役員クラスを養成するということだと思いますので、ここは書き方を工夫

されたほうがいいかなと思います。

また2ページに戻りますけれども、2ページの9行目ぐらいから出産・育児期の女性のキャリアについて書いてあるところがあるのですが、これは長時間労働の削減とか多様な働き方の推進というタイトルの中に位置づけるのは違和感があります。そして、女性の活躍についてはここは非常に大きなテーマですから、長時間労働のテーマの下に置くのではなくて、場合によっては独立した項目にしてもよいのではないかと思います。

2ページの公共調達のところなのですが、前回も申しあげましたように、このように書かれますと公共調達における評価がワーク・ライフ・バランスの問題に限定されていますので、女性の育成とか登用という面も追加をする。そうすると場所もここでいいのかということがあるように思いますし、公共調達だけではなくて企業の調達、購買においても同様の努力ができる、CSRの観点からできると思いますので、そのことも書き加えていただいたらいいのではないかと思います。

そして、2ページの下から6行目ぐらいでしょうか。女性活躍の障害として固定的役割分担意識についての記述があるのですが、夫は外で働き、妻は家庭を守るという固定的な性別役割分担意識と書いているのですが、もちろんそういう意識も残っていると思うのですが、でも今は妻は働いてもいいのです。妻は働いてもいいのだけれども、妻は働いていても家事・育児等は女性の役割、女性の仕事だという役割分担意識の問題ではないかと思うので、そのように書き直されたら。

では、ここでやめておきます。ありがとうございました。

○佐藤会長 では、続けて小山内委員、お願いします。

○小山内委員 1に関しましては、男女共同参画センターの役割であったり位置づけをしっかりと書いていただいて、大変ありがたいなと思いました。それから、今、岩田議員からもありましたように、女性の場合、固定的役割分担意識という部分でよく言われるのが、今は新固定的役割分担意識ということで、二重の労働を背負っているという部分がありますので、そういったところを含めて書いていただければいいのではないかと思います。

1に関しては以上でございます。

○佐藤会長 では、白河委員、お願いします。

○白河委員 私は逆にここだけなので少し長目に。

まず2ページ目の上から9行目「時間外労働規制のあり方について再検討を行うべきである」のところなのですが、これに関しては、いつまでというものを決めてしっかり取り組んでいただきたいということと、期限を決めて取り組むということが重要と考えられます。

もう一つは、先ほど岩田先生がおっしゃった開示義務なのですが、現在、既に女性活躍見える化サイトができておりますので、サブロク協定で提出している労働時間を記入する項目を追加し、表示を義務づけるだけでもかなりのインパクトがあるのではないかと思います。

その下の出産・育児等による女性のキャリア断絶のパラグラフの最後のほうにぜひ入れていただきたいのですが、まず「加えて強化を図るべきである」というところの最後のほうに、加えて女性だけでなく、男女のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの正しい知識を職業選択前の学生時や新入社員研修等で男女ともに学び、キャリアデザインと連携できるように周知してほしい。また、望んだ時期に子供が持てるようなキャリアデザインのために、役職者や人事担当者なども同様の正しい知識を持っていただきたいということ。

それから、同じ項目なのですが、妊娠退学を防止するための何か学び直しのプログラムのようなものがあると、妊娠退学してしまった女性というのはどうしても生涯年収が非常に低くなりますので、女性の地位向上にも役立つのではないかと思っています。

この項目の中かどうか適切かわからないのですが、もう一つは保育園に入れなかったという理由での解雇というものを見直すように、何かできないか。通達などを出せないかと思っています。

以上です。あと細かいところは文書で。

○佐藤会長 では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 全体的なところはまた後で申し上げたいと思います。

1ポツについて、1つコメントと1つ意見を申し上げたいと思います。

重点方針に盛り込むべき内容としては、加藤大臣から具体的に4項目の検討事項が示されていると理解しているわけですが、前回と前々回の各委員の御発表、御意見などを踏まえますと、意識改革が非常に重要になっているのだと思います。ただ、意識改革というのは非常に難しいといえますか、改革すべきと言っても意識というのは極めて変わりにくいわけですので、長時間労働の是正ですとか、資料に書いてあることと言えば公共調達においてワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するなど、そういう制度的な取組と組み合わせる必要があります。

他方で制度上の一律的な義務化の要素が強くなったり、あるいは積極的な措置が広がり過ぎたりすると、現場がなかなか納得しません。取組みについてやらされ感が現場に出てしまうと、別なひずみが生じたり、あるいは意識改革にむしろマイナスになったりすることさえも考えられます。私の結論としては1. (1)の書き方で問題ないと思いますけれども、書かれた内容をバランスよく、なおかつ、強力に推進していただくということによるしいのではないかと思います。

もう一つの柱の(2)が202030ですけれども、30%の達成がこれまでの延長線上では難しく、現実的には困難であると言わざるを得ないという実際の総括を踏まえた結果として、第4次基本計画の大きな特徴が、将来、主導的地位につく人材のプールをつくるという点にあると理解しています。

その意味で1ポツの枕の文章のあたりに、人材プールのことを意識していることをもう少し明確に記述するとか、行政分野の中でも課長相当職の割合を高めるために係長相当職の目標を設定してどう進めていくのかなど、つまり人材プールをつくっていくという問題

意識をもう少し明確化してはどうでしょうか。事務局案ですと、先ほど岩田議員もおっしゃったところですが、4ページの上から3分の1ぐらいのところに、男女共同参画担当大臣と厚生労働大臣だけに宛名を限定して、モデルプログラム作成ですとか、女性人材育成の環境整備に関する検討ですとか、女性活躍推進法の中小企業の適用促進といった趣旨のことにとどまっているようにも見えます。人材プールをつくるという問題意識について狭い印象を持ちましたので、もし書き方の工夫ができればお願いしたいと思います。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

では、種部委員、お願いします。

○種部委員 2、3のところでは5分ぐらい使いたいの、ここは1分だけです。

3ページの理工系分野のところなのですが、女性が理工系分野を選択するための働きかけということだけが出ているのですが、この分野で女性が残っていない一番の問題点は、例えば専門学術団体などのトップが全部男性であるということです。特に医学部は4割女性で、学会を見ますと、新人においては7～8割は女性なのですが、トップにおいては女性はゼロに近いです。ということでトップに対する働きかけというのをこの中に入れるか、あるいは次の組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大のところ、企業の経営者だけに限定せず、組織全てにおける管理職を対象とする形か何かで入れてほしいと思います。

○佐藤会長 では、辻村議員、お願いします。

○辻村議員 まず全体の構成や表現に係ることで少し気になりましたので申し上げます。

重点事項についてというところで、まず前文があって、以下の取組を求めるというようになっていて、取組を列挙するという形をとっています。その後1、2、3と分かれていて、実際取組というのは(1)もしくは山括弧がついているところでしょうか。と申しますのは、その中の解説が全部「べきである」となっているのが気になったのですが、取組を列挙する際に「べきである」という表現は使わないですね。「以下の取組を求めべきである」とは言わないので、どれが以下の取組で、「べきである」と書いてあるところは、その解説と解するのかどうか、全体の構成を明確にしたほうがいいのかというのがまず第1点です。

第2点は、(2)のところ、これも参画拡大とか人材育成というものが取組なのだと思うのですが、そうするとその中で山括弧になっているのがどのような論理的な関連を持って分断されているかというのが気になったのです。というのは、本質的なことではありませんが、政治分野、行政分野、理工系分野と並んでいます。この分野というのは一体全体何か。普通、政治分野と言ったら次は経済かなとか思うわけですが。理工系分野と書いてあるところは、これまでは研究分野とか科学技術とかイノベーションとか、そういう言葉が使っていたのですが、今回はどういうコンセプトで理工系分野という、言い回しがされたのか、政治分野とは違うという感じがありますので、全体の構造を少し考えてい

ただきたいと思います。

3点目は、ワンストップ支援センターという言葉についてです。これは(2)で性暴力の被害者について、セカンドレイプにならないように警察官とか弁護士や病院で1回に手続きするという意味で、特別の意味を持っています。この言葉は4次計画でも非常に重要な指標として出しているのですけれども、今回4ページの地域における女性活躍推進のところで、男女共同参画センターにおけるワンストップ支援とあります。また、5ページの上にも女性起業家へのワンストップ支援というものが出てきますし、ワンストップという言葉が多用されていて、ひとり親ワンストップ支援という言葉も出てくるのです。そうすると、その言葉が、性暴力のところで特別な意味を持って使われていたものが、男女共同参画センターにおけるワンストップ支援体制となると、どこが違うのか、具体的にどんな内容なのか、気になります。性犯罪の被害者についてのワンストップ支援センターというのは、これまで特別に定義づけられた用語で固有名詞としても使っていましたので、通常的一般名詞として使われてしまうと、ここのインパクトがなくなってしまうことが危惧されますため、御検討いただきたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 表現のところは後でまとめてでも。

では続けて堀江委員、お願いします。

○堀江委員 私もこちらで4分ぐらい使わせていただければと思います。

若者のほうにかなり書いていただきまして、本当にありがとうございます。

私からは大きく3つ話をさせていただきたいと思うのですけれども、まずは女性のリーダーだったり指導的地位、そしてキャリアの断絶についての話なのですが、先ほど岩田先生からお話いただいたように、働き方の部分でキャリアの断絶であったりとか育休というところがあったのですが、私もこちらは別にされたほうが、かなり大きなところですので、いいのではないかと感じました。

同じようにキャリア断絶と指導的地位のところに関連する部分として、私から大きく言いたいところが、復職時のケアについてというものが全く書かれていなかったのも、そこを書いていただきたいなと思いました。

というのも、最もやめやすいのがこちらの復職時などにかかわらず、制度等の充実とか取得というのはあるのですが、そのときに復職に向けたかかわりというところの取組に関して全く記載がされていないので、そちらをぜひと思っています。

こちらどの企業も予算がない中でやっているのも、ほとんどされていないことが現状だったりとか、やっても余り知識がない人がやっていたりというところで、結局、その後うまくいってなかったりなどということもありますので、取得をした方への復職に向けたかかわりだけではなくて、マネージャーだったりとか周囲の方への研修というのを入れていくというのはすごく重要だと思いますので、そちらはぜひ入れていただきたいです。知識や意識がないことが前提で戻ってきてしまうので、ここはぜひ入れていただ

ければと思います。

もう一つが固定的役割分担の意識のところなのですが、先ほど白河先生がおっしゃっていただいたように、こういった仕事と子育ての両立についての意識というところを「就業前から」というところをぜひ書いていただきたいと思います。就職してからでは意識は変わりづらいですので、そして当たり前前に実施をしていくという意味でいいので学校教育の中でだったりとか、そういうところを入れていかないと本当の意味で意識が変わっていくことにはならないかと思っておりますので、ぜひ学校教育の中で、就業前からというところをぜひ入れていただければと思います。

3つ目なのですが、プラスでこちらのキャンペーンとして両立についての意識というところは書いていますが、少し規制的なところが重要なのではないかと感じております。キャンペーンとして両立はいいよというよりは、既存のCMだったりとかアニメだったりドラマを見ての影響というのが、子供たちとか学生たちはとてもすり込まれておりますので、そういったことを言っているのは格好悪いとか、そういったところをいいよというよりは、そういった意識はもうないよねというところを言っていただければと感じております。

私からは以上になります。

○佐藤会長 南委員、よろしく申し上げます。

○南委員 私からは、前回の会議でもお話させて頂いた中から、2つの点を改めて強調させていただきます。1つ目が、「多様な働き方の推進」の箇所です。前回も触れましたように、現在は、正社員と非正規社員という、2つの明確に別れた雇用形態しかほぼ存在しておらず、その2つの雇用形態の中間に位置する働き方を、今後どうやって増やしていき、多様な働き方を広げていくための受け皿とそれを育てていくのが重要だと思っています。すでに地域限定正社員やジョブ型の正社員という、多様な働き方を広げていく、すばらしい雇用形態の考え方が生まれ始めています。ぜひこのような新しい雇用形態や制度についても、多様な働き方を広げていくという観点から、本年度の重点方針において具体的な言及があってもよいのではないかと感じております。

2つ目ですが、「将来、指導的地位につく女性の人材育成等」と記載されている箇所についての意見です。前提条件として、指導的地位につく、また将来指導的地位につくであろう女性が、社内で活躍しやすくなるような育成・登用の制度や文化が広がっていくことは、大変すばらしいことだと思います。ただ、期待されている期間において、現状の問題を根底から解決するには、指導的地位につく女性、またその予備軍である女性の現時点での人材プールが、社会全体で不足している問題点について、そもそも記載されるべきではないかと思っております。なぜならば、問題の根底が明示されることにより、より課題解決の手法が明確になるものだと考えているからです。前回の会議でも申し上げたように、短期的な人材プールの課題解を実現するためには、優秀な女性に対する企業間の競争原理がもっと働かなくてはなりません。ここで述べている競争原理というのは、優秀な女性をきちんと指

導者として育成して、登用していく制度や環境が整っている企業に、新卒採用のみならず、中途採用を通じて、優秀な女性がどんどん集まっていくことであります。その反面、企業として、そのような女性活用を念頭とした環境や制度の整備が遅れている企業には、優秀な女性が入社しない、また環境や制度が整っている企業に流出してしまう状況に陥ります。結果として、その負の圧力とサイクルが、企業の女性活躍推進に対する意識改革につながり、真の変革に導かれるのではないかと考えます。それゆえ、女性が活躍しやすい制度や環境が整っている企業を、国としても徹底的に支援することこそが、女性の管理職比率30%の実現を目指すにあたって、最も現実的な施策であります。その中で、特に指導的地位につく女性を社会全体で積極的に増やしていくためには、新卒採用への意識変革に頼るだけでは時間的に追いつきませんので、企業における、女性の中途採用を後押しするような支援策が必要だと感じています。この「中途採用」に関する言及が重点方針の中でありますと、管理職比率30%という数値目標がより現実的なものになるのではないかと個人的に思っております。ありがとうございます。

○佐藤会長 続いて横田委員、お願いします。

○横田委員 私は後半戦ちょっと長目にいきます。

女性の起業についてはかなりきちんと反映していただいて、本当にありがとうございます。

辻村先生のご発言について、レイヤーで政治と理工系と女性の起業が並んでいるのはおかしいというのはおっしゃるとおりだなと。レイヤーとしてはおかしいと思うのですが、理工系や女性の起業支援は、長らく男女共同参画の中で手をつけられてこなかった新分野の為、レイヤーがおかしいからということで、埋もれさせないような配慮、形で入れていただくようにはしていただきたい。長らく手をつけてきた分野と新たにこれから着手をしていく分野というところが、1項目だから埋もれるということがないようにしていただければと思っております。

2つ目は女性の起業に出てくるワードの中でテレワークと公共調達というものがあります。1のところで言うと例えば公共調達、ワーク・ライフ・バランスをというところにあるのと、トップが推進する中でのテレワーク促進というところにも実は括弧書きと別のところにあるものがあって、連動性が図られるのかどうか不安に感じました。

岩田先生おっしゃったように、公共調達のワーク・ライフ・バランスの部分でCSRの観点として、調達、サプライチェーンも鑑みたというところで女性の起業家と入れるかは別として、その観点も含め検討していただくということで追記をしていただきたい。トップに関しても、企業は恐らく将来的に個人事業主への発注というところでテレワークを使っていくこともあると思いますので、その文言は上手に反映していただけたらと思います。

以上です。

○佐藤会長 では、渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 先ほどお話がありました理工系分野のところですが、3ページ目のここに書

いてあるのは、女性活躍加速のための重点方針2015に盛り込まれた理工系分野と書かれております。通常こういうものを書くときは科学技術分野と書くことが多く、男女共同参画基本計画もそう書いてあると思うのですが、ここではあえて理工系分野と書いてあるのでしょうか。それによってこの言葉は考えたほうがよいと思います。女子生徒等の理工系分野という部分は、このまま理工系がよいと思うのですが、ほかは基本計画を考えれば科学技術としたほうが基本計画と整合すると思います。

以上です。

○佐藤会長

辻村委員に御指摘いただいたところなど、形式などそういうことで先にもしお答えできることがあれば伺うことにしたいと思います。、2巡目のところも多少関係すると思います。

○岡田総務課長 辻村先生から、以下の取組を求めるといように前文で書いていながら、次に「べきである」と書くのは変ではないかという御指摘もいただきました。実際、前回も同じような書き方で、参画会議の意見というのはそういった書き方をしていたということもありまして、前例にならったということが実際的なところでございます。

鍵括弧の次の三角の部分ですけれども、これは見直すべきところは見直そうと思っておりますが、私どもが考えましたのは、例えば政治分野は広いですけれども、特にこの点をといて書かせていただいたものでございまして、先生方から御覧になると少し整理として変ではないかというのはそうかもしれませんが、そこはまた会長とも御相談しまして整理させていただきたいと思っております。

○大隈推進課長 渡辺委員から御指摘いただきました3ページ(2)〈理工系分野〉ですけれども、3ページの(2)柱書に「人材育成」と書いておりまして、第4次男女共同参画基本計画ですとか昨年の重点方針でも「理工系人材の育成」と書いていましたので、ここは〈理工系分野〉としておりますが、辻村先生からも御指摘いただきましたように第4次男女共同参画基本計画での分野名は「科学技術・学術」と書いておりますので、そこは整理をしたいと思っております。

○佐藤会長 私も皆さんが発言されたものと重なるところは割愛し、2点申し上げます。1つは1ページ目のいわゆる非正規雇用の女性の待遇改善のところなのですが、同一労働同一賃金の実現。これはもちろんこれでいいのですが、もう一つは今、内閣府と厚労省で研究会を立ち上げているので、書きにくい面もあるかと思いますが、少し気になるのは同一労働同一賃金をどう理解するかですけれども、基本的には同じ仕事あるいは同じ価値の仕事についている正社員と非正規がいるときには、かなり改善しなければいけないということがわかってくるのですが、現状で言うと非正規の仕事に正社員がいないというのはたくさんあるのです。そうすると改善対象から外れてしまう人が実はたくさんいるので、書けるかどうかは別として、1つはやはり現政府がやってきたような最低賃金の引き上げというのは非常に大きなインパクトがあると思います。これは審議会でやっ

ているので書きにくいのはわかった上で申し上げます。あとキャリア転換みたいなことを考えないとキャリアアップは難しい。ちょっと広目に書けるかなということだけです。難しいのはわかった上での発言です。

2 ページのところの上から7～8行目の男性の育児休業取得なのですが、これは育児休業取得が目的ではないのです。男性の家事・育児参加が最終目的で、1つの手段として育休取得があって、育休はとったけれども、1カ月だけとって、その後、全然家事・育児をしないのは困るので、もう少し育休取得を通じて男性の家事・育児参加を広げることがわかるような形にさせていただくほうがいいかなと思いました。

あと、その下の公共調達に岩田議員がおっしゃるように女性の活躍も入れていただきたい。そのようなことが私の意見であります。

それでは2巡目で、持ち時間を残したという方もいらっしゃいますので、岩田議員からお願いします。

○岩田議員 3分でいくかなという感じなのですが、まず5ページの2の導入の部分なのですが、震災から5年が経過したというようにして、被災地支援のところに触れた部分があります。また、6ページに本文があるのですが、3.11だけでいいのだろうか。今、熊本地震が起こっておりますので、そこも少し広げて書いたほうがいいかなと思いますのと、その2行目下あたりに、復興に当たり女性たちの間に格差を広げない等の視点が不可欠であるというのが私には意味がわかりません。本文中にはそれに相当する文章はありませんので、ここで何を言わんとしているのかなというのがわからないということです。

6ページのひとり親のところ、やはり相談窓口でワンストップというものが出てきますけれども、ひとり親のワンストップの意味は、ひとり親はさまざまな課題があって、それを支援するためのサービスというのは各省庁にまたがっている。国の各省庁、自治体の各部門、そして民間団体もあるというように支援のサービスの提供先がたくさんあるので、それをまとめるという意味のワンストップなので、言葉はもしほかにかわる言葉があればそれでもいいと思いますけれども、ワンストップのコンセプトはぜひしっかり残していただきたいと思います。

7ページ、3のところの前書きが3行あるのですが、保育所の問題と通称使用の問題が迫力なくさらっと書かれております。ここはもっと充実させていただいて、特に税・社会保障のところはしっかり書いていただいているので、それも前書きのところでもよろしくお願いしたいと思っています。

税・社会保障制度の見直しのところなのですが、ここでは税のことで社会保障制度のことを書いているのですが、社会保障制度については被用者保険の適用拡大、結構具体的に書いているのです。税制のところは配偶者控除等を見直すというようになっているので、私はもし皆さんの御賛同がいただければ配偶者控除の廃止等というように、廃止とはっきり書いていただきたいと思います。

最後の通称使用のところなのですけれども、前回のこの会議でパスポートについてお願いをいたしました。パスポートは国際的な身分の証明書として書いていただいたわけですが、追加の意見で申しわけございませんけれども、国内的に身分証明としてこれから使われることになるマイナンバーカードですとか、今、非常に皆さん使っていらっしゃるような運転免許証についても旧姓が併記できるということであれば、現実の不便さは相当軽減できるのではないかと思います。

また、職業上の不便のことを考えれば、さまざまな国家資格がありますけれども、医師とか看護師とか栄養士とか理容師、美容師、こういった職業に関する国家資格については旧姓使用を認めるとか、併記ができるとか、そういうことの工夫をお願いしたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 小山内委員、お願いします。

○小山内委員 私は3点ございます。

まず6ページ目の(2)のひとり親のところでございますが、岩田議員からも御指摘がありましたように、ひとり親のワンストップ相談窓口と書いてありますが、これについて本当にこれが実現できれば非常によいかと思いますが、現実問題なかなか難しく、これはワンストップというよりは、いかに関係機関がつながれるかということが大事ではないかと思っております。

そのワンストップという言葉で、先ほど男女共同参画センターにおけるワンストップ支援云々という御指摘がございましたが、こちらでもセンターで全部ワンストップできることが理想ではありますが、現段階では、いかに女性の活躍が求められている中で入り口から出口までしっかりとその人を見守り、いろいろな気づきなどのマインドアップやキャリアアップをしっかりと支援できるかということがセンターの役割かなと思います。

センターから出ていった方が、また何かあったときに戻ってこられるという部分が非常に重要ではないかと思えます。

2点目でございます。また6ページ目(2)の一番下の女性の健康支援のところでございますが、ここの文言の中に、最後のほうに女性の健康課題に対する理解を深めるための取組を進める必要があるとありますが、ここの前にぜひプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からというような言葉を入れていただきたいと思えます。この問題は非常に女性にとってセンシティブな問題でありますので、違った方向性に行きますと大変怖いなと思えます。

3点目ですが、これが一番長い部分なのですけれども、岩田議員からも御指摘がありました、(2)の被災地への支援というところがございます。熊本で大震災がありました。地震がございました。48名の方が亡くなり、10名の方が震災関連死で亡くなったという報道を聞きました。それから、今、10万人余りの人が避難所生活を送っていると聞いております。この震災関連死で亡くなった方はエコノミークラス症候群とか、ストレス等の影響

で亡くなったという方がいらっしゃると聞いておりますが、このストレスの部分なのですけれども、東日本大震災のときの分析結果によると、心の状態というものを調べたときに、震災による健康への影響は睡眠障害、心の元気ともに男性よりも女性がより強い影響が見られるというように、平成24年度の男女共同参画白書の中でもしっかりと示されておりました。

また、女性の相談についてですが、東日本大震災以降、内閣府の暴力対策推進室で被災地3県に対して女性の悩み相談窓口というものを23年度から継続してやっていただいております。これは本当に女性たちが時間を追うごとに悩みの内容というものがどんどんまた変わってきます。なかなか本当に終わりのない問題であり、終わりがあってはいけない支援ではないかと感じているところでございます。

そういう中で国では平成25年5月に男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針というものを策定しております。また、第4次のほうも第11分野にしっかりと掲げられているところです。そういう中、今回九州で大きな地震があったということで、恐らく日本全国の方々が本当に日本どこでこういう大災害があってもおかしくないということを、改めて認識したと思います。

そういう中で重点方針2016の中では、ここの被災地への支援ということと、あとはその前のページの前文のところでも少し触れてはございますが、ぜひ災害対策についても踏み込んだ文面を入れていただきたいと思います。例えば平成28年熊本地震により避難生活に起因するストレスの高まりなどから、女性がさまざまな不安、悩み等を抱えたり、女性に対する暴力が懸念されることから、女性が安心して相談することができる体制を確保するとともに、男女共同参画の視点からの防災、復興への取組指針等を活用し、避難所における女性や子育て世代のニーズに配慮するなど、男女共同参画の視点からの災害対応をより一層推進すべきであるといった文言を、ぜひ重点方針の中に盛り込んでいただければと思います。

○佐藤会長 大石委員がいらっしゃいましたので、今やり方だけ説明します。すぐには振り返りませんので御安心ください。

今、案が1、2、3と3ブロックに分かれているので、1について1人3分程度、2、3について3分程度ということで今、2巡目なのです。ですので最後の委員まで行ったときに6分差し上げます。全ブロックについてということです。

途中ですが、ワンストップのところでも御意見を伺ったほうがいいかなと思います。、5ページのところに辻村議員が言われたワンストップ支援センターがありますが、これは固有名詞でいいのですか。そういうワンストップ支援センターという名前がついているというように使っているのと、ほかでもワンストップセンターというのは結構使われているのは事実で、センター側で連携してくれるなど、1カ所に行けばいろいろなことをしてくれる。ワンストップ支援センターというのは確かに固有名詞的。ほかをどうするかで、固有名詞として使わない場合のワンストップセンターというのは、総合的とか1カ所で済むと

いう意味ですね。1カ所に行けば向こうも連携がとれている。これをどういう言葉にするかで、辻村議員、その辺はいかがですか。

○辻村議員 性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターというのは、それ自体が特別なテクニカルチームとして、センターにもそういう名前がついていて、実際に沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターとか、そういうものがあります。ですからその重要性を今回は第4次基本計画で都道府県に各1個以上のように強調しているわけです。ですから、そこを一般名詞と一緒にしないほうがいいのではないかと思います。

○佐藤会長 もう少しほかでどのように使っているか調べて、そういう趣旨で書くのは反対だという意味ではないと思いますが、ただ、こちらが固有名詞としてあるということですね。

○辻村議員 ほかのところは一般名詞なのですが、ここは固有名詞だと思います。

○佐藤会長 そこは検討させていただきます。では白河委員、お願いします。

○白河委員 先ほど使わないと言いながら済みません、1点だけ。

7ページの先ほど小山内委員もおっしゃったキャリア構築とライフイベントを両立できるよう、女性の健康課題に対する理解を深める取組というところなのですが、ここは健康の支援ということでさらっと流されているのですが、これはキャリア上の重要問題なので、私はここにももちろん入れていただきたいのですが、この前のところの項目、2ページの項目のところにも入れていただきたいと思います。それから、女性だけではなくパートナーである男性の問題であり、男性も正しい知識を自分のことも持っていただきたいと思うので、そちらも男性も上司も経営者も全て持っていただきたいと思っているので、こちらの前のほうに盛り込んでもいただきたい。こちらにももちろん盛り込んでいただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○佐藤会長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 7ページの3ポツについて2点申し上げたいと思います。

1点目は、税・社会保障制度等について、第1回の専門調査会でプレゼンテーションさせていただきましたが、非常にうまく書いていただいていると思います。ただし、7ページ(2)ですけれども、「基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行うよう」という言葉が必要かどうか。これは基本計画にそう書いてあるということではありますけれども、2016年の重点方針であるということ踏まえると、制度が「中立的なものとなるよう検討を進めるべきである」と書けないのかどうか。あえて時間軸に悠長さを持たせてしまっていないかという問題で、その直後では「具体的には」という文章で「配偶者控除等を見直す」、あるいは被用者保険について「更なる適用拡大を加速化していく」というように、検討どころか結論を得て、実際のアクションを起こすとも読める書き方になっています。特に所得税の改革は、関係者に検討を促すべきタイミングがまさにことしの秋以降だと思いますので、関係先と調整が可能であれば記述ぶりについて以上の趣旨からの御検討をお願いしたい。

制度整備については、税制や社会保障制度、労働政策等をそれぞればらばらにではなく、総合的に連携させて検討せよということのほうが重要です。基本計画には税調の論点整理を踏まえてということが書かれていますが、税調の論点整理にはそのように記述されていますので、その辺ももし可能であれば調整と検討をお願いしたい。

もう一点は、通称使用のところですが、夫婦別氏制度については、昨年、司法の一定の判断が示されて、また、立法府での国民的な議論を司法が促しており、この専門調査会はその状況に強い関心を持っていくということだと思います。それはそれとして、他方でこの専門調査会のきょうのミッションは、あくまでも女性活躍を加速させるための2016年の重点方針に盛り込むべき事項を検討することですので、通称使用が一体どれぐらい一般化しているのか、そこにどういう課題があるのかについて状況を踏まえる必要がありますし、その上でプラグマティックな観点にたつて、希望に応じた通称使用拡大を進める必要があると考えます。それは別に男女平等の考え方と決して矛盾しないと思いますし、意識改革にも寄与する可能性があることだと思います。

先ほど岩田議員もおっしゃいましたが、マイナンバーカードの配付が今ちょうど始まっています。マイナンバーやマイナンバーカードは、社会の公正さや社会の効率性を高める効果を得られるのではないかという視点から、実にいろいろな分野で議論がされています。本人確認をいろいろな分野でしていくというときに、マイナンバーカードに旧姓が併記できるようになると利便性がかなり高まると思います。また、事務局案ではパスポートについて、今、例外的扱いになっている旧姓併記の条件緩和だけを具体的に書いていますが、先ほどお話があったように運転免許証とかいろいろな国家資格とか、そういうところでも原則的に旧姓使用を容認することについて検討を促してはどうかと思います。

以上でございます。

○佐藤会長 種部委員、どうぞ。

○種部委員 3点あります。

まず5ページ目のところですが、性犯罪への対策の推進のところですが、2行目に法改正を含む必要な措置を講ずるべきであるということで、先日、出していただいた資料に法制審議会の意見が出ていました。それを踏まえて多分、法改正を求めるということが下に書かれていると思うのですが、これは当然求めていただきたいのですけれども、それで法改正が行われると、非親告罪化ということと、もう一つは性虐待が強姦罪の適用になるということになるかと思うのです。近親姦を含むという形になっていました。

となりますと、現場でいきなり対応するのは非常に難しいと思っています。何が違うかといいますと、強姦罪に近親姦が含まれるようになった場合、成人の場合であれば自分で決めてそこに行くことができますが、性虐待についてはワンストップに行くことがなかなかできない。それから、警察が関与する形になったときに、子供の場合の供述をとるのは非常に困難でして、第4次基本計画を立てているときに1回御意見を申し上げたかと思うのですが、司法面接ができないと子供の被害を立証するのは難しいです。実際に、司

法面接がうまくいかないで、医学的な証明をもって被害があったことを証明してくださいとよく診断を求められてくるのですが、実際に医学的所見があるものは4%にすぎません。96%は供述が全てになるのですが、これをとる手法というのは全国の警察は持っていません。

それから、最初に話を聞いた警察官がそこで余計なことを聞いてしまい、子供の供述は変わっていってしまうと信憑性がないと起訴に至りません。ということを考えますと、近親姦を強姦罪に含むように求めたいのですけれども、その前に司法面接などの仕組みをしっかりと今から準備を進めておく必要があります。既に性虐待については司法面接で対応しなければいけないわけですから、そちらの準備を進める必要があるわけで、これは「法改正を含む必要な措置」という中に含まれると広義に解釈できるのですけれども、例えば法改正及び改正を見据えた対応について必要な措置を今から準備をしていかないと間に合わないのではないか。間に合わないどころか、現在既に進めていただきたいと思っているので、ぜひ一歩進んでいただきたいと思います。

2点目ですけれども、6ページ目、女性に対する暴力の予防の3つ目のパラグラフ、基盤づくりのところですが、4行目に「特に児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化」、これは多分JKビジネスを日本語にするとこうなるのかなという感じで、そう読み取ったのですけれども、意味がよくわかりません。「児童の性に着目した新たな形態の営業」というとすごくいいものができたように見えてしまうのですけれども、もう少しいけないビジネスの話であることが伝わるようにしていただきたいのと、「若年層を対象とした」は広義ではもちろん暴力に含まれるのですけれども、性の搾取だと思うのです。なので児童に対しては暴力ではなくて、児童の性を対象とすること自体が犯罪的なことですから、書き方をもう少しわかりやすく書いていただきたいと思いました。

もう一点、7ページ目の上から2行目です。先ほどから幾つか御意見が出ているところですが、「女性の活躍と健康上の課題」を一体として捉えるということを最初の前文に出していただいて大変うれしいと思います。ただ、その後に「女性のライフサイクルが変化してきてくることを踏まえ、キャリア構築とライフイベントを両立できるよう」と書いてあると、どうしてもこれは妊娠・出産プラス仕事ということに限局して見えるのです。

前回、ヒアリングのときにお話をしたと思うのですが、更年期以降の女性、それから、女性のアスリートの話もしたかと思うのですけれども、月経周期があるだけでパフォーマンスが落ちます。ですから活躍を促進するためには妊娠・出産だけではなくて健康問題全てを向上させるべきだと思うのです。特に出産が終わった世代であっても、女性というのは男性と比べますと非常に大きな健康上の問題によってロスがあるわけで、これはちょうど活躍していただきたい世代における大きなロスだということをお話しました。なのでキャリア構築とライフイベントの話は先ほどのリプロダクティブ・ヘルス/ライツを入れる

のか、そのような形で書いていただいて、そうではない健康とキャリア。キャリア構築と言うとどうしても若い世代に見えますので、キャリアをずっと継続して行って、活躍と両立といいますか、そういう形に書き直すか加筆していただければと思います。

以上です。

○佐藤会長 辻村議員、お願いします。

○辻村議員 前々回、私の報告のときに、5ページの女性に対する暴力の根絶を図ることが、女性の活躍にとってどういう意味を持つかというお話をしたと思うのですが、ここでは「女性の活躍のために重要な課題である」と書いてあることに少し違和感があるのです。女性の活躍の前提となる基本的な課題というか、人間のレベルで根本的なものです。女性を活躍させないといけないから、そのために暴力はやめようという、そういうものではないですね。活躍の基礎、前提の問題です。

また、重点方針2015年に係る予算内容の概況の資料には、性犯罪の罰則に関する法改正のことだけしか書いていなかったもので、今回は、ストーカーとか、先ほどのJKビジネスのような問題も羅列していただきました。今後、これらが併記されているところを1つにまとめるように言われぬか心配していますが、活躍するための前提の基本的な人権の話ですので、暴力の問題は目新しくないから重点項目ではないのではないかという見方を決してしないで、項目を維持して下さるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

種部委員が言われたJKビジネスのことは、第4次基本計画のところでも議論になりましたが、その名称については、業者の方がJKビジネスという言葉をやめてしまうかもしれないし、この言葉が消えてしまうかもしれないということから、表現を変えています。ビジネスとして、あたかもそれを正当化するような形で言葉を使ってしまっているのかという問題がありますから、ぜひ日本語を検討して、それを正当化する意味ではなく、きちんとあらわせる言葉をとっていただきたいと思います。

先ほどの種部委員のご指摘のなかの法改正を含む必要な措置については、中に何を盛り込むかということは今後また検討されることや、近く答申が出て改正作業が進むかもしれないことから、書きぶりに気をつけて、よろしくお願ひしたいと思います。

通称使用については先ほどから出ていますけれども、保育園に入れぬことの次に通称使用が出てくると、唐突な感じがします。また、選択的夫婦別氏制は無理だから通称使用を検討する、というように、選択的夫婦別氏制とか民法改正などを諦めて、そちらを排除する意図があるのかのように受けとらないかと心配しています。昨年12月16日の最高裁判決でも、立法府で選択的夫婦別氏制が採用された場合には、合憲だと考えられることが示唆されていますので、今回、重点方針のなかに通称使用だけを取り出すことのマイナス影響がないような書きぶりにしていただきたいと思います。

もう一点付け加えますと、先ほど岡田課長が昨年6月22日の参画会議決定の文書に「べきである」と書いてあるということをご指摘されました。そこで、今探し出して比べてみましたところ、昨年のもは政治分野とか行政分野というものが単なる分野分けの見出しで

あるのに対して、今回は山括弧のところに推進とか拡大とか、それ自体が取組のようにしてあったという違いがあります。また、昨年の文書には、ポジティブアクションをさらに進めるべきであるというのが何回も出てくるのですけれども、今回ポジティブアクションという言葉が全部消えている。1カ所もないことに気がつきましたので、指摘だけしておきます。

○佐藤会長 堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 私からは1点だけ深めてお話ししたいと思うのですけれども、子育て基盤の整備というところなのですが、そちらにぜひ制度利用の教育とサポートというものを入れていただきたいと思っております。というのも、やはり子育て制度というものがあっても、大前提として子育ての知識は皆さんない。初めて触るのが自分の赤ちゃんというのが6割以上で、情報源は本というのが8割の方がいるということですので、とても意識が固定化しているのです。サービスがあっても選べない、そして使わない、もしくは本当に本来使わなければいけない人が使っていないみたいな状況があるというのが地盤としてあります。なので使う方自身が自分がどのようなものを使っていきたいのかということを考えていくような、教育というところを事前に行っていくというのを業者の中で行っていくことが重要かなと思っております。

さらに両立サポートの情報というのが行政の中でほぼないのです。必ず母子手帳と一緒に配られるものは保育園と離乳食でとまっています、さらに紙情報で300家庭以上見えますけれども、見ていないと答える方がほぼ全員となってしまっていますので、リアルにちゃんと伝えていくということがすごく重要かなと思います。

ですのでリアルな情報、対面の保健センターとか健診とかコンシェルジュさんから伝わるようなリアルな情報であることと、両立の情報をキャリアという部分と子供とサポートというものを全てかけ合わせてサポートが必要になってきますので、ちゃんと自分で選びとれるようなことを自身ができるような情報というか学びということが必要であるということと、必ず得られるというところで母子手帳を受け渡される時とか対面というところと似ていますけれども、そういうことが重要かなと思っておりますので、制度利用への教育、そしてサポート体制という意味でリアルな情報、両立の情報、そして必ず得られる教育というところをぜひ入れていただければと思います。ありがとうございます。

○佐藤会長 南委員、お願いします。

○南委員 私の専門分野ではございませんので、こちらを専門とする方へお時間をパスさせていただきます。

○佐藤会長 横田委員、どうぞ。

○横田委員 実は前回、女性事業主の保育事情について全くお話ができませんでした。この2日間で6名ヒアリングしてまいりましたので、情報を共有させてください。

まず皆さん御存じだと思いますけれども、女性起業家というのは事業主というのは当然ながら育休手当がない。そういう中でちゃんと復帰していくということで、皆さん結構苦

労をされているのですが、これは廃業率が高い理由の1つになっています。女性起業家の意見を羅列します。

まずベビーシッターや保育料は業務上、必要経費であるから経費算入をしてほしいというのが1つ目。中には接待交際費で接待の金額は経費なのに、何で保育は違うんだと怒っていらっしゃる方もいました。

2つ目は、事業主用の保活申請勉強会が欲しいということ。特に個人事業主、女性は個人事業から始めるケースが非常に多いが、申請のタイミングに個人事業主の就業実績というものを就業スケジュールを出すのはすごく大変です。例えば講師業の方はどれぐらい働いたか、事前準備も含めタイムカードをつけていません。妊娠の時点で知っていたら事前にタイムカードをつけ始めて申請しやすかった、出産前に情報があれば準備がしやすかったという声です。

今後テレワークなど多様な働き方が進んだら、同じように申請書類の変化が出ると思います。申請書類の見直しを事業主にかかわらず、検討し始めてもいいのではないかと思います。

また事業主にかかわらず、出産月によって保育所への入りやすさ、入りにくさがあり、ネットを見るといつ出産をしたら得だ、保育所事情に合わせて出産する状況が散見されます。生まれ月による差は運用の改善です。あとは保育所は復帰が前提。特に事業主はクライアントさんに仕事上、御迷惑をおかけするします、出産前や出産日が確定したら保育の予約申請ができる、予約金を付託してもいいから、できるだけ安心して復帰ができるようにしたいという声がありました。これまでは皆さんの御意見です。

最後に、制度設計上、配慮いただきたいのは、結局、法案審議が進まなかったと聞いていますが、昨年、厚労省でベビーシッターとか無認可保育所の保育料を子育てに関する必要経費として給与所得、特定支出控除となるように検討しようという案が出ていたそうです。要は会社員の方は給与所得として対象になるけれども、個人事業主は実は対象外になってしまって経費算入ができない。要は職業にかかわらず、平等に制度設計されるようにぜひ配慮していただきたいと思っています。

これから働き方が多様化します。先ほど堀江さんがおっしゃっていますけれども、妊娠しているうちから健診などのタイミングで、保育所の件だったりなどをうまく早いタイミングでインプットしていけるように連動していただければ、皆さん準備も進めやすいのではないかと。あと、保育所のニーズ把握も、妊娠期からやっていけるよう仕組づくりをしていただければと感じております。

以上です。

○佐藤会長 渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 私からは1点のみ。保育所について意見を述べさせていただきます。

7ページの中段に、企業による柔軟な事業所内保育の整備を推進するべきであると書いてありますけれども、保育は企業に全て責任を負わせるのではなく、地域で責任を負うべ

きではないかと思えます。

理由は3点あります。まず1点目は親及び保護者とその職場だけが責任を負うのではなく、子育てというのは地域全体で行っていくのが理想ですから、地域が非常に大事だと思えます。

2番目の理由は、親の職業、働く機関によって子供の保育の機会に差があるというのは子供にとって非常に望ましくないことですから、それは地域であるべきだと思います。

3点目の理由は、これも地域によりますが、例えば首都圏の場合には通勤に子供を連れていくというのは非常に危険です。このような危険に子供をさらすというのはやるべきことではないので、住んでいる地域で保育所はあるべきだと思います。女性が活躍するというのはとても大事なのですが、女性活躍のために子供が犠牲になるということは絶対にあってはいけないので、親あるいは親である女性の活躍を考慮すると同時に、子供の視点をもっと大事にすべきであると考えます。

以上です。

○佐藤会長 私が少し話させていただいた後、大石委員をお願いします。あとは全体でかなり時間が残ると思えます。

まず7ページの通称使用のところは、皆さん言われるようにこれだけ進めればよいというような受けとめ方にならないような、鈴木委員も言われたように、前書きを少し書いた上で、当面、通称使用のところを広げていくということがわかるように書いていただきたいということ。また、通称使用について2つあって、1つは法律等で使えない部分と、もう一つは法律上は規制はないのだけれども、組織なり、あるいは知らないで通称を使えるようにしていないと、多分両方あるのだと思うのです。1つはこの前、私が質問した大学等がそうなのです。入学のときとか学生証とか卒業証書も、文科省は一切、通称使用禁止なんて言っていません。やれるのだけれども、今まで問題が起きなかったのが今までどおりやってきたところがある。両方書いていただくといいかないというのが1つ。

あと、今、渡辺委員が言われたところの事業所の保育の話。これは、全体として社会的に量、質を高めるという議論と、そのために保育所の確保という議論があります。アディショナルに現状、量的に足りないので事業所保育で自社の社員だけではなく外も預かってくれという話だと思えますので、その辺はわかるようにしていただければと思います。

では大石委員、全体をお願いします。

○大石委員 授業があったので遅れまして申し訳ありません。

全体の流れが捉えられていないところもありますが、幾つかコメントさせていただきます。

まず6ページ、(2)のひとり親家庭の支援のところなのですが、今回の文面では児童扶養手当の毎月支給の件が落ちているのですが、昨日の衆院の厚生労働委員会で改正児童扶養手当法が可決されて、所要の改善措置を検討するというので支給回数の見直しについても附帯決議がつけましたので、もう一度取り込んでいただいて、前向きに御検

討いただければと思います。

それから、ひとり親というところはかなり限定されているのですが、貧困の世代間連鎖という観点からいけば、低所得世帯にはひとり親でなくてもいろいろな困難はあるわけなので、ひとり親に限定された書きぶりでないほうがよろしいのかなと思います。

前のほうに戻っていきまして、あとは順番に申し上げますが、(1)多様な働き方の推進のところですが、同一労働同一賃金の実現により非正規雇用の女性の待遇を改善するという箇所ですが、これですと同一労働同一賃金の実現以外の方法では待遇改善ができないように読めてしまいます。また、賃金面の改善にとどまりがちのように聞こえてしまいますので、そういうものではなく全般的な待遇改善あるいは非正規と正規との間の二者択一的な選択肢というものをもう少し緩めていく、柔軟な働き方を可能とするというような視点を入れていただければと思います。

2 ページ、男性の家事・育児等への参画の促進というところの3行目、女性の仕事と子育ての両立を支援するための男性の意識改革の箇所。仕事と子育てを両立するためでなければ意識は改革しなくてよいように聞こえてしまいますので、もう少し書きぶりをお考えいただきたいです。そもそも、参画すべきとかそういうものではなくて、「参画」よりは「シェアする」という考え方で取り組んでいただきたいのです。また、ここには介護という視点が全く入っていません。介護に関しては男性のほうも非常に悩ましい状況にある人も多いわけですし、子育てと仕事だけではなく、介護も大きな問題です。

隣のページに行きます。政治分野での女性の参画が進まないことがジェンダーギャップ指数でみた日本の女性の地位が低いことの最大の理由です。したがって、例えばクオータ制を考慮するとかいったようなことも検討できればと思います。

次、5 ページに行きまして女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの箇所です。「復興に当たり女性たちの間に格差を広げない」というのはどういう意味なのでしょう。女女格差を広げなければ男女格差はあってもかまわないように聞こえてしまいます。それは多分、意図されていることではないと思いますので、もう少し生活支援というか安全・安心な暮らしの実現という趣旨に沿った書きぶりにしていただければと思います。

7 ページ、家事・子育て支援の充実について、保育の後に家事負担を軽減するための商品・サービスの充実を図るべきという記述があります。前回お示しした私のグラフにもあったかと思うのですが、国際的にみて、日本は家事時間が特段長いわけではなく、むしろ諸外国と比較すると家事時間が短いほうです。果たして家事負担が問題なのかと疑問です。

こういう記述があると、省力化サービスとかそういうものの開発などに比較的小さ目な予算がいろいろと振りまかれて、もっと本質的なところにお金が回らなくなるのではないかとこのところを恐れておりますので、その意図がどういうことだったのか疑問に思っています。

最後、夫婦別姓に関しては、通称使用できればいいのでしょうかという問題ではないと考えています。男女共同参画の趣旨からはずれませんが、娘しかいない親御さんたちは娘の姓

が変わることに抵抗があるという話もあります。少子化社会ではそういう問題もあるわけなので、通称使用だけで皆が抱えている問題が解決されるということではないということは、ほかの委員の方々と一緒です。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。無理をお願いしたので、かなり時間が、30分は少なくとも残っています。

あとはもう少し強調したい、言い残したことは多分皆さんたくさんあると思うので、ただ、やはり同じ3分ルールでいきたい。手を挙げてもらって言っていただいて、挙がらなくなったら自由で。基本的にまず1回言う人が言っていただいて、まだ残ればもう一回というのもあり得ると思いますので、そうしたら手を挙げていただけますか。

岩田議員、どうぞ。

○岩田議員 比較的細かい表現の問題が残っているのですけれども、まず1ページ目の冒頭の書き出しのところですが、第2パラグラフで基本計画で強調した3つの事項が書かれています。これをべたっと書いているので、非常に印象として弱いのです。例えば箇条書きにするとか、3つの事項というのは非常に強調したいところですので、これは見栄えの問題ですけれども、工夫をしていただければと思います。

2ページに進みまして、公共調達の少し上のところに若年女性のキャリア教育支援のところがあります。堀江さんの御発言を支持したいのですけれども、若年女性の括弧の中に学生、社会人とあります。学生というのは大学生のことだと思いますので、むしろ子供の年齢に応じて小学生、中学生、高校生を排除しているわけではないと思いますので、児童とか生徒とかそういう言葉も足していただきたいと思います。

3ページに進みまして、(2)の政治分野のところなのですけれども、下の段落の「とりわけ」のところ、女性活躍推進法に準じた取組を働きかけてほしいということが書いてあるのですが、準じた取組として数値目標の設定を含めた事業主行動計画の策定等となっています。多分、等の中に含めているのだと思いますが、策定の後に公表というものをに入れていただきたい。公表とか情報開示とか、それが非常にきいてくるところであると思います。

4ページに進みまして、資本市場における女性活躍に関する評価の促進という項目があるのですが、担当大臣に金融庁が入っていないのはどうしてでしょうか。抜けているのではないかと心配したのですけれども、そういうことです。

7ページの大きな3のところの冒頭の前書きの2行目に、男女共同参画の観点からの調査検討が必要であるとなっています。そして一番最後の8ページの1行目も調査検討を行うべきであるとしています。調査検討という用語が非常に政策立案の初期の段階のイメージが強過ぎると思いますので、調査検討ではなくて調査とその結果に基づく具体的な対応とか、具体的に踏み出すんだというニュアンスを出していただきたいと思います。

いよいよ最後なのですが、7ページの(1)の子育て基盤の整備のところ、今、大石

先生おっしゃった家事負担を軽減するための商品・サービスの充実というのは、どういう政策を念頭に置いているのか。担当大臣が内閣府、文科省、厚生労働省、どういうことを念頭に置いているのかというのがよくわからないので、意図、政策のイメージを少し工夫されたほうがいいと思います。

以上です。

○佐藤会長 今のところは何かあれば。私もここはよくわからないので、やや違和感があるのですが、ここは何かありますか。商品・サービスの充実のところ。

○岡田総務課長 ここは考えておりましたのは、家事・子育て支援の充実ということで保育の質や量的拡充をするということも含みますけれども、ほかに民間で、ということを考えておまして、御指摘を踏まえましてもう少し考えたいと思います。

○佐藤会長 そうすると家事だけではなく子育ても。

○岡田総務課長 子育てもしやすくなるということでございまして、積極的に皆さんが参画していけそうなものということで考えておりました。

○佐藤会長 大石委員、お願いします。

○大石委員 それは例えば外国人家事労働者によるサービスとか、そういったものも含めてというような趣旨なのでしょうか。

○岡田総務課長 そこは入っておりません。

○佐藤会長 これだけではわかりにくいから、そこは検討していただきたい。

ほかに続けて、どうぞ。

○岡田総務課長 加えて先ほどお二方から2ポツの総括文のところ、復興に当たり女性たちの間に格差を広げないとの視点が不可欠という記載ですが、これは参画会議で、復興する中でいろいろ復興が進んでいるところとそうでないところで差ができないようにという御発言がありましたので、それを受けて書いたのですけれども、わかりにくいということで考えたいと思います。

○佐藤会長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 やや手続論的なことなのですけれども、今回私が一番気になっている点を申し上げます。先ほど総務課長から去年の様式にならっているというお話があったり、辻村先生からは、去年はこうだったというお話があったりしましたが、2015年6月22日の去年のバージョンを見ると、大きな目玉として最後に「予算編成過程における男女共同参画の視点の導入」が盛り込まれていて、具体的には「今後毎年、次年度予算等に向けての重点取組事項について政府へ意見を述べる」とされ、さらに「男女共同参画会議においては、重点取組事項を踏まえた各府省の対応について注視する」そして「必要に応じて意見を述べる」とされています。これを受けて政府のほうで「予算編成過程における相互調整を推進する」とされたと理解しております。

これに関して第1回のこの会議で、この1年の総括や評価が必要ではないかと申し上げましたところ、前回、第2回の会議で資料をお出しいただきました。資料を作成、提供い

ただいたことには深く感謝申し上げますし、中身を見ると27年度は予算がなかったけれども、28年度で予算が計上されている項目や、28年度で予算が大きくふえている項目などがよくわかります。ただ、前回、重点方針に盛り込むべき事項の調査審議ということではありましたが、各府省の御説明は「重点取組事項を踏まえた各府省の対応について注視する」ということに十分明確に沿っていたかということ、必ずしもそうではなかったようにも思います。御説明は、従前からの取組の総論的なものであったり、トピックス的なものであったりしたように思います。

つまり、これまで何をやってきて、それをどう評価して、今後新しく何をやろうとしているのか。そのやろうとしていることの進捗を、今後どう評価していくのかというプロセスをもう少し体系化していかないと、この仕組みが回らなくなるのではないかと心配があります。

つくっていただいた資料を見ると、27年度から28年度にかけてむしろ予算が減っている項目がありますが、私はそれでいいと思うのです。重要なことは、施策の現状や課題を把握し、評価した上で、あれもこれもということではなくて、効果的なやり方に重点をおいて、めりはりをつけた意見を出して予算措置も促すという戦略性です。それがあると、この会議の生産性も上がるのではないかと思います。

御説明で各府省さんが何をやっているかというインプットはよくわかりますし、間違ったことはもちろんやっていないし、いいことをやっている。ただ、例えば、ゆう活をやって一体どうなったのか、セミナーをやってどうなったのか、所期の目的や目標に照らして実効性が上がっているのかいないのか。上がっているとしたら、そのやり方が最適なやり方なのかといった評価を繰り返さないと、PDCAサイクルが回らないのではないかと思います。

インプットは非常によくわかるのですが、それとアウトプット、アウトカムとの関係がよくわからない。これまでの議論ではPDCAサイクルの中のPとDは割と重視されていますが、CとAのところに重心をもっと移す必要があるのではないかと思います。結果的に何々が何%になったという指標は出てくるのですが、因果関係がよくわからないということです。きょうの事務局案には去年の3番の予算のサイクルの記述が一切ないわけですが、重点方針を掲げて取り組むというプロセスを回していくという意味では、その点をもっと少し明確化しなくていいのかということをお願いしたいと思います。

○佐藤会長 今年度で言うと、後でお話があるかと思いますが、基本的に会議の場で決まって、政府のほうで決まるのですけれども、もう一度その後、各府省が予算要求を出します。そのときのヒアリングはあります。つまり、この重点方針を踏まえて予算を組み立てていくかということのヒアリングはある。

もう一つは、今年度どうなったかというのを、ヒアリングでやってもらうかどうかというのは余りきちんと詰めてはいないです。ただ、全体の進め方については基本計画の中には書いてあるので、やるというのは決まっています。その辺はいかがですか。

○岡田総務課長 前は、去年は重点取組のところでは御意見をいただきまして、その仕組みを重点方針ということで決定させていただいたわけでございます。それを踏まえて、今、佐藤先生がおっしゃったように4次計画でそういった仕組みを今後策定するというにさせていただきますので、今回の案にはそれは載せていないということでございます。

○佐藤会長 ですから、そういう意味ではやるといったときにどうすればいいかというのは、御意見としてはあるかと思うのです。

○鈴木委員 考え方としては、より高いレベルの決定として位置づけられたという理解をしてよろしいですか。

○佐藤会長 今年度は基本計画に書かれた内容で進める第1回。そういう意味では予算要求をする前にこれをつくり、ちゃんとこれを読んでいただいて、どこを重視したらいいかは予算要求していただく。もう一つは来年度のときにどうするかということで、今年度どうしましたかということも含めてヒアリングするというのはあり得ると思います。そこはまだ議論していないのですけれども、そういう意味で今日はテイクノートということでもよろしいでしょうか。

では、白河委員、どうぞ。

○白河委員 ありがとうございます。

全体、特に1のところの書き方の問題なのですが、あらゆる分野における女性の活躍なのですけれども、例えばテレワークとか長時間労働是正に関しては、女性の活躍を促進することはもちろんなのですが、今、企業としては全体の男女に向けた取組として取り組んでいると思うのです。なぜかという、これは強調しないと例えばテレワークの制度はあっても、これは育児中の女性のためだけであるという思い込みのもとに全然促進されないとか、短時間正社員とか短時間勤務とか、別に男性もとってもいいはずなのですが、全然男性の働き方は変わらないまま女性の働き方だけが変わると、両立支援のときと全く同じになってしまうので、働き方改革ということに関しては男女ともに対象となるということも前提とした上で、書き方は私もどのように工夫すればいいかわからないのですが、ただ、1のところの途中で男性の育児休業取得と突然入っているので、では前は女性のことなのかなと思ってしまいますので、この辺の書き方に工夫をしていただきたいのと、例えば全てのことにおいて、特に1に関しては出産・育児等による女性のキャリア断絶のところの最後に「加えて若年女性」とありましたけれども、これは男性にももちろん同じことをやるべきなのではと思っていて、あとリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、男性の家事・育児等の参画の促進のところにも、そういった研修とか男性にもあるべきだと入れたいと思うのです。なぜかという、男女共同参画ですから今まで女性のものだけであった育児とか妊娠・出産・子育てなどの重荷を下ろすと同時に、男性も自分が1人で稼得を稼ぐのだという重荷を下ろすのが本当の目指すべき姿ではないかと思っておりますので、もう少し男女ともにというような書き方を工夫していただけたらと思います。

○佐藤会長 今の点をどう書くかなのですが、御指摘のとおりだと思っていて、特にテレワーク、働き方改革は男女ともにですね。それだけだと女性活躍はマイナス。例えば非正規雇用の処遇改善もそうで、これは両方、非正規雇用者全体の処遇改善の中に女性もいるということなので、つまり女性をターゲットとして書いたところと、男女ともにというものが両方あるのです。そこをどうするかは考えます。私も気にはなっていたので。

では堀江委員。

○堀江委員 強調もオーケーということだったので、追加と強調を含めて3つお話をさせていただきたいと思います。

まず先ほど白河先生からもお話があったキャリアのところなのですが、若年のところに対してのキャリア教育と入れていただいたのですが、ここをライフキャリア教育もしくはライフイベントとキャリアというように書いていただければと思います。キャリアだけだと職業のみとなってしまいますので、それだともうやっているよみたいになってしまいますので、ライフイベントというところをしっかりと入れていただければと思います。

もう一つは、先ほど渡辺委員さんが話をいただきました子供のことなのですが、3番の(1)の子育て基盤の整備についてで、子供にとって健全なところをぜひ加えていただきたいというところを強調したいと思っております。質の向上というのは要は何かというと、女性にとってのサービスの充実とかではなくて、子供にとって健全な状況であるということを示していただきたいと思っております。というのも、やはり女性たちが働くことに対しての意識が高まる時というのは、子供が笑顔で楽しんでいる状態で働いていると実感できると、仕事頑張ろうと皆さん思っているからなので、その部分をぜひ明示していただきたいと思います。

これは追加なのですが、そういった上で周囲の先生だったりとか教師の方に対しての両立状況についての教育というものをさせていただきたいと思っております。私も今、教育学部で教えているのですが、教壇に立つ者だったり保育士の人たちが仕事をしながら働くことについて知らないということがとても多くあって、何気ない一言でママさんがすごく傷つくということも大変ありますので、サービスだけではなくてそういった従事者の方の意識というところも加えていただきたいと思います。

最後は協調の部分なのですが、復職に向けた取組というところ、行政と企業でというところで先ほど1番と3番のところでもどちらもお話させていただいたのですが、そこはすごく関連をしておりますということなのですが、まず行政で両立情報をそもそも出されていないことによって、保育園とかの10月申請というものも知らなかったりとか、サポートも知らないです。そして、さらに企業での復職支援セミナーというのも全く行われていないとなると、全く情報源がなくなっていくと、保育園がなくてそもそも入れなくてやめてしまう、もしくは入ってもどう両立すればいいかわからないのでマミートラップに入ってしまうという状況がありますので、これはどちらも表裏一体ですので、行政の部分でも必ず教育を行っていく、そして企業の中でも復職支援セミナーをほぼ義務化したほうが

いいと思うのですけれども、本当にこれは予算がなくてできませんと皆さんおっしゃって、結局、後から大変になってしまっているの、ぜひ義務化というぐらい予算をつけるとか、助成金を出すとか、そういうところをぜひやっていただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤会長 ほかにはいかがですか。誰もいないと今度、第3巡目というのもあります。では、種部委員、お願いします。

○種部委員 7ページ目なのですけれども、3番目の項目のところに2つ項目を立てて、子育てと女性活躍促進とあるのですが、その3番目の項目の冒頭には2行ちょっとだけしか書いてありません。ほかのところを見るともう少し全体的に厚く書いてあるのですけれども、ここでは保育所と通称の話しか書いていないのです。通称も大事ですけれども、ここに限定してほしいくないので、ここに通称とだけ掲げること、通称だけに限定されて見え、別氏の話は除外されたようになると困るなと思いました。

むしろ税制とか、前回、保険の話をしましたけれども、検診、健康保険も含めて、制度上、今までの片働きで専業主婦というパターンのままで来た制度というのはたくさんあると思います。そういうものを全て含めて基盤整備だと私は思うのですけれども、そのような感じで包含した形で、通称だけ前に出さないで、この2行を厚くしていただければと思います。

○佐藤会長 もう一度、岩田議員があるかなと思っているのですが、岩田議員に振ってもよろしいですか。よさそうです。

○岩田議員 最後に2つ残りまして、1つは辻村先生が前回、昨年と比べてことしの文書、ポジティブアクションという言葉が全く出ていないということなのですが、内容的には1のあらゆる分野における女性の活躍に書き込まれていることというのは、ポジティブアクションなのです。ポジティブアクションを推進するための施策なのです。ですけれども、それが書かれていないというのはちょっと残念だと私も思いますので、1のあらゆる分野における女性の活躍の導入のところに、ぜひポジティブアクション、積極的な是正、格差是正措置というものを書き込んでいただければと思います。

もう一つ、大石先生もおっしゃったのでしょうか。男性が主体的に家事・育児・介護に参画する。男性が主体的に参画するというのは言葉としてよくない、こなれていないと思うのです。片仮名を使ってよければ先生おっしゃったようにシェアだと思ふのです。日本語で言うとするすとごく日常語に近くなるのですが、男性が自分事として家事・育児・介護を担うということかなと思うので、主体的に参画するという言葉はやめて工夫したほうがいいかなと思います。

○佐藤会長 よくわかりました。

では白河委員。

○白河委員 先ほどのポジティブアクションという言葉と同時に、やはりリプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉は、男性も女性もという意味で使ってほしいなと思っていま

す。なぜかという、私は少子化の会議に出ていまして、そちらでは早く産んでほしいという試みが進んでおり、こちらでは望まない妊娠を避けるという、今、女性たちは早く産めと言われたり、産むなと言われたり、非常に混乱していると思うのです。もう少し少子化対策との連携を深めてほしいなと思っていまして、なぜかという、このリプロダクティブ・ヘルス/ライツという観念がないと地方に下ろしたときに今、少子化対策としてさまざまなそういう健康面の冊子が出ているのですけれども、その中にとんでもない表現が出てきてしまって、私は今、内閣府にお願いして、そういう地方で冊子をつくる時は男女局のチェックを入れて一緒に進めてほしいとお願いしていて、その通達は多分出るのです。なかなか皆さん事情があって難しいと思うのですが、やはりこちらの議論でも、この議論がいま一つかみ合っていないところがあると思いますので、ますます男女局としてのこういったことへの見解とか、そういったものを割としっかり強く打ち出していただくと非常にありがたいなと思っています。

以上です。

○佐藤会長 横田委員、どうぞ。

○横田委員 私は女性の起業のところなので5ページ目です。自分で廃業率が高い高いと何度も言っておきながらですが、文面として廃業率が高いと書かれながら、施策を進めよという表現について、相談させていただきたいと思えます。

また前回、私が発表した際に、そもそも事業をつくる働き方が選択肢に入っていない人がまだ多く選択肢に入っているにも実際にどのようにスタートすればいいかわからない人が多い。そこで実際に女性事業主が子育て中も含めて、どうすればいいかという、起業前に実態を見る機会をつくる案も加えていただきたい。

○佐藤会長 このところは、つまり廃業率が高いときの理由で、後ろにつながる部分で言えば、例えば企業の中でも男性の場合は例えば管理職を経験して開業する人が多いけれども、女性は少ない。そういう意味でマネジメント能力みたいなものとか。

もう一つは、比較的参入障壁が低いところで、だからこれぐらいでやめようという、悪い意味でないハードルもあるのです。割合参入しやすいところに入って、早くやめてみるということもあるので、高いことが悪い場合も良い場合も両方入っているかなという気もするので、もしかしたら廃業率のところは触れなくても十分ですね。基本的には女性の場合、起業に必要な例えばマネジメント力を欠いている人も少なくないので、その支援が必要だとか言えばいいのかもしれない。つまり、まず廃業率が高いみたいなことを言ってしまうと誤解を招くので、そこは工夫してみます。

小山内委員、お願いします。

○小山内委員 今こうやってたくさん議論をしながら、これから国のジェンダー予算が決まってくるのだと思いますが、私は前回のときにも例えば農山漁村における女性リーダーの育成という中で、国の政策がそのまま地方公共団体においていくわけなのですが、せっかく交付金がそれぞれ各県とか市町村に行っても、それを運用する職員の資質といいま

すか、ジェンダー意識がしっかりないと、本当に絵に描いた餅でやりましたというようなものになってしまう可能性があるのではないかと思うのです。ですからやはり地方公共団体における各担当者に対してのジェンダー教育と言うのでしょうか、その辺がすごく大事ではないかと思います。

今ここでの議論にそぐわないかもしれないのですが、ちょっと危惧する部分なので発言させていただきました。

○佐藤会長 今回の重点予算の中にはみ出るような議論もありますが、そこは検討させていただくことにして、全体として、この中でももちろん膨らませたりレベルアップするようにしますけれども、ほかに。では渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 理工系分野の3ページの最後のところに「女子生徒等の理工系分野選択にかかわる支援などを積極的に推進すべきだ」と書かれています。これは決して間違いではないのですが、この間、私がお話したように、15歳ではかなり男女の役割意識や得意分野が違うという結果があり、いわゆるジェンダーバイアスができ上がってしまうので、これに対する対策が必要です。この文章だけ見ると文理選択する高校生に対して何か支援をしていくというように読めてしまうので、もう少し小さな、小学生から対象として総合的に取り組んでいく必要があります。幼少期から役割分担意識というものができてしまうということもわかるような形に検討いただければありがたいと思います。

○佐藤会長 今の支援だと選ぶ人を支援するように感じるけれども、その前から選択の中で考えるということですね。

では堀江さん、最後ぐらいな感じで。

○堀江委員 先ほどお話いただいたチェックのところなのですが、今回の重点項目のチェックというだけではなくて、質問も入ってきてしまうのですが、それぞれのそれこそ行政機関とかが行ったというところは、結構レポートして上がってこられると思うのですが、それがどう機能したかというチェック項目をつけるみたいなのところとかいうのは、一文とかで入ったりするべきなのか。それともそもそもそういったものは当たり前にするべきものが大前提になっているので、書いていないのかということとかいうのを伺いできればなと思っております。先ほどお話いただいたように、施策をやっただけで終わらないようなチェック項目というものが必要であるというのがそもそも大前提なのか、それともないことはないということなのか、そこをお伺いしたいと思います。

○佐藤会長 まず各行政の中で、これとは別に全体としてのレビューは動いています。ですから当然その中には乗ってくると思います。厚労省なら厚労省の中でそれぞれやっていますので、だから当然予算要求して通れば、後ではそこにかかってくる形になると思います。またここでやるかというのはありますけれども、少なくとも鈴木委員言ったように、ここで議論している中でもし来年度の一番最初のところで、昨年度挙げたものはどうなりましたというのはあり得るかもわからないですね。それをどうするかはここで議論していきたいと思っています。

どうぞ。

○鈴木委員 行政事業レビューは5,000事業を対象に行われていますので、もし連携できる場所があれば、二重にならないように、連携できるといいと思います。

○佐藤会長 よろしいですか。それでは、この後なのですけれども、かなり短い期間にやっておいただくことが必要みたいなのですが、今日皆さんにいただいた御議論を踏まえてバージョンアップしたものをつくるということです。それを皆さんに一応見ていただくようにお送りします。その後の御意見は私のほうで調整させていただくということで御一任いただければありがたいのですが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○佐藤会長 いろいろ皆さんのところに行くかどうか、いろいろまでにコメントを戻してほしいかというのを御説明いただきますけれども、その後、確定したら会議のほうに上がるという形になりますので、ここにも会議の議員の先生方いらっしゃいますが、民間サイドでもここに入っていない先生方もいますので、その先生方の御意見も踏まえてつくっていくことが大事だと思います。最終的には会議の場というのは各大臣も入っていますので、そこでの意見を踏まえながら決まっていくということについて、御理解いただけたらと思います。

では、事務的なことを。

○岡田総務課長 今、佐藤先生からお話がありましたように、本日、大変貴重な御意見をいただきましたので、御議論を反映した案を作成して、この日にお送りするというのはまだこの場では申し上げられないのですけれども、時間が来ましたら連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

○佐藤会長 特に連休が入ってしまうので、若干いなくなってしまうというのがあれば言っておいただければ。

○岡田総務課長 それほど遅くにはならないと思いますので、連休中に先生方に働いていただくことは余り考えておりませんが、なるべく私ども至急やりまして、先生方に見ていただきたいと思っております。

○佐藤会長 そういう意味でできるだけ早くお送りするというのと、もう一つはあまり時間をかけずに戻していただきたい。これもまた無理なお願いなのですが、その辺、御了解いただければと思います。

では、そういう形でお送りして、その後、御意見についての調整は私に御一任いただくという形で進めさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

以上